

**令和4年度 山梨地方労働審議会**  
**第1回 電気機械器具製造業家内労働部会 議事録**

1 日 時：令和5年1月13日（金） 午前9時27分～午前10時56分

2 場 所：山梨労働局1階大会議室

3 出席者：公益代表：八巻委員、今井委員、高橋委員  
家内労働者代表：三輪委員、小林委員、白倉委員  
委託者代表：保坂委員、佐藤委員、峯岸委員  
事務局：岡村労働基準部長、井上賃金室長

4 議 事

- (1) 家内労働部会運営規程及び専決事項について
- (2) 家内労働の現状等について
- (3) 第14次最低工賃改正計画等について
- (4) 電気機械器具製造業家内労働実態調査の結果について
- (5) 山梨県電気機械器具製造業最低工賃の改正等について
- (6) その他

5 家内労働部会審議

(賃金室長)

皆様おはようございます。

定刻より少し早いのですが、皆様お揃いいただきましたので、ただいまから、山梨地方労働審議会第1回電気機械器具製造業家内労働部会を開催いたします。

本日は第1回目の会議ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局で進行させていただきます。

本日は、全委員の皆様にご出席いただいておりますので、地方労働審議会令第8条第3項の規定により準用した同条第1項の規定により、本部会を開催し、議決することができますことを御報告いたします。

また、本部会は一般に公開しておりますが、事前に公示を行いましたところ、傍聴希望者はありませんでしたので併せて御報告いたします。

本部会は、山梨地方労働審議会の本審の委員と、今回新たに山梨労働局長が任命させていただいた、関係業界や労働組合の代表者等である臨時委員の皆様により構成されておりますが、いずれの委員につきましても、令和4年11月7日に開催されました山梨地方労働審議会の本審におきまして、会長から本部会の委員に指名いた

だいております。

なお、臨時委員の皆様方の辞令につきましては、机上配付とさせていただきますので御確認をお願いいたします。

続きまして、各委員の御紹介についてですが、お手元に委員名簿と配席表をお配りしております。これをもちまして御紹介に代えさせていただきたいと存じますのでよろしくをお願いいたします。

続きまして、労働基準部長の岡村から御挨拶を申し上げます。

(労働基準部長)

皆様おはようございます。

労働基準部長の岡村でございます。

座って挨拶させていただきたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、部会委員への御就任をお引き受けいただき、また、御多用の中、本部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

山梨地方労働審議会第1回家内労働部会の開会に当たりまして、御挨拶申し上げたいと思っております。

山梨県においては、家内労働の最低工賃として、電気機械器具製造業、婦人服製造業及び貴金属製品製造業の3種類が定められており、計画に基づき、これらの最低工賃の見直しに係る審議を、毎年1種類ずつ、3年サイクルで実施させていただいております。

本年度は、電気機械器具製造業最低工賃の見直しの年となっていることから、この最低工賃につきまして御審議いただきたいということで、皆様にお集まりいただきました。

家内労働法が制定されました昭和45年当時は、全国で200万人を超える家内労働従事者がおりました。

私が20数年前に家内労働の担当をしておりました平成7年当時でも80万人くらいおられたのが、令和3年では、全国で10万人余と大きく減少し、山梨県内でもここ数年間は2千人を割り込んだ水準で推移しているのが現状でございますが、労働行政といたしましては、家内労働者の労働条件の確保、生活の安定を図っていくことは、依然として重要であると考えているところでございます。

本日は、部会長の選出などの所定の手続を行っていただきました後、家内労働等の現状や第14次最低工賃改正計画、電気機械器具製造業家内労働実態調査結果、電気機械器具製造業最低工賃の改正などにつきまして、御審議をお願いいたします。

限られた審議時間ではございますが、慎重かつ十分な御審議をお願いいたします。

事務局といたしましても、審議が円滑に進みますよう鋭意努力してまいりますので、是非とも全会一致に向けまして御尽力賜りますようお願い申し上げ、御挨拶と

させていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(賃金室長)

続きまして、次第の3、「部会長の選出及び部会長代理の選出」に入ります。

家内労働部会の部会長につきましては、地方労働審議会令第6条第5項により、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。」とされています。

事前に公益委員の皆様で協議をしていただいておりますので、結果につきまして今井委員から御報告をお願いいたします。

(今井委員)

それでは、私から報告、推薦させていただきます。

事前に公益委員で協議した結果、部会長に、地方労働審議会本審の委員でもあります、八巻委員を推薦させていただきたいと思っております。

(賃金室長)

ありがとうございます。

ただいま、今井委員から「部会長に八巻委員を」との御推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

(委員一同)

(異議なし。)

(賃金室長)

ありがとうございます。

全会一致で部会長に八巻委員が選出されました。

続きまして、部会長代理の選出についてですが、部会長代理につきましては、地方労働審議会令第6条第7項により「部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」とされています。

八巻部会長から部会長代理の指名をお願いいたします。

(八巻部会長)

それでは、部会長代理は、今井委員をお願いしたいと思います。

(賃金室長)

ただいま、部会長から部会長代理に今井委員をとの御指名がありましたが、今井

委員、いかがでしょうか。

(今井委員)

はい。

(賃金室長)

ありがとうございました。

それでは、部会長は八巻委員、部会長代理は今井委員に決まりましたので、お手元の名簿につきまして、部会長の八巻委員の御名前のところに二重丸の記号を、部会長代理の今井委員のお名前のところに丸印の記号をそれぞれ御記載いただきますようお願いいたします。

それでは、八巻部会長から御挨拶をいただき、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

(八巻部会長)

改めまして、皆さんおはようございます。

部会長に選任していただきました八巻と申します、よろしくようお願いいたします。

皆様、新年のお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

家内労働については最低賃金とは違って、最低工賃というのはなかなか一般の方からなじみのないことではありますけれども、世界的な経済の影響なども強く受けながら、生活を守っていくという大切なものであると思いますので、短い期間ではありますけれども、慎重かつ充実した議論ができますよう、よろしくようお願いいたします。

簡単ですが、御挨拶とさせていただきます。

#### 【 議事 ( 1 ) 家内労働部会運営規定及び専決事項について 】

(八巻部会長)

それでは、議事に入ります。

まず、議題に沿ってということで。

最初の議題であります「家内労働部会の運営規程及び専決事項について」ということで、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは説明いたします。着座にて失礼いたします。

お手元に配付させていただいております資料のうち、表紙に、山梨地方労働審議

会関係規定等資料と書かれております資料をお手元に御用意ください。

まず、関係規定等資料の1ページ目を御覧ください。

地方労働審議会の仕組みの図になります。

図の一番上の中央に、山梨地方労働審議会の記載がございますが、地方労働審議会は、労働行政の施策等について審議を行っていただく審議会になっております。

家内労働に関しましては、家内労働法という法律によりまして、労働局長は、都道府県労働局に置かれる審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、最低工賃の決定、改正及び廃止を行うことができる、とされておりまして、山梨地方労働審議会がその審議会に該当します。

また、地方労働審議会は、関係法令により家内労働部会を設置することができ、また、最低工賃の改正等について労働局長から調査審議を求められた場合には、最低工賃専門部会を設置し、最低工賃額等の具体的な審議を行うこととされています。

家内労働部会及び工賃専門部会の委員につきましては、地方労働審議会令により、家内労働者を代表する委員と委託者を代表する委員の数は同数とされており、山梨地方労働審議会運営規程により、委員の数は、公、労、使、各側とも3名の合計9名で構成することとされています。

次に資料の3ページを御覧ください。

最低工賃の改正決定に至るまでの流れを記載した図になります。

図の左上からの説明となりますが、本日、開催しております家内労働部会の設置につきましては、令和4年11月7日に開催されました山梨地方労働審議会におきまして、設置が決定されたところでございます。

この家内労働部会におきましては、「最低工賃の改正の必要があるかないか」を御審議いただくこととなります。

「改正の必要あり」との結論になった場合には、最低工賃をいくら引き上げるべきかという具体的な金額につきまして、最低工賃専門部会を開催して、別途審議いただくこととなり、引上げ額について結論が出ましたら、労働局長あてに答申をいただき、その後、答申要旨の公示、異議申出の受付、官報公示、改正した最低工賃の効力発生という流れになります。

なお、改正決定に係る諮問につきましては、地方労働審議会の本審を開催することなく、山梨労働局長名の諮問文を直接、審議会の会長あてに交付することによりまして行うこととしております。

また、本日の家内労働部会におきまして、「最低工賃の改正決定の必要がない」との結論に至った場合には、その旨を今後開催される地方労働審議会の本審に報告して手続は終了となりまして、最低工賃専門部会は開催されないこととなります。

次に資料の7ページを御覧ください。

地方労働審議会令の条文が記載されております。

まず、委員の任期につきまして、第4条に規定がなされています。

第1項におきまして、「委員の任期は2年」と書かれておりますが、これは、地方労働審議会の本審の委員の任期が2年ということでありまして、本審の委員ではない関係業界の代表等である臨時委員の皆様につきましては、同条第4項の規定により、「調査審議が終了したときに解任されるものとする。」ということになっておりますので、御承知おきください。

次に10ページを御覧ください。

各部会の終了について説明いたします。

山梨地方労働審議会運営規程の第12条の2において、「第9条の規定により設置した部会」は、家内労働部会も該当しますが、「その任務を終了したときは廃止されたものとみなす」とされておりまして、また、同規程の第13条において、最低工賃専門部会につきましても、「その任務を終了したときは廃止されたものとみなす」とされています。

以上につきましても御承知おきいただければと思います

次に、部会の専決につきまして説明いたします。

本来であれば、部会で議決した事項につきましては、部会報告を作成して、地方労働審議会の本審に提出し、同報告を受けて、本審で改めて議決を行って決定する流れとなりますが、専門部会で決めていただいた事項につきまして、改めて、本審を開催して、決議することは手間がかかりますので、あらかじめ、専決の基準を設けているということでございます。

専決の基準についての規定としまして、まず、資料の8ページを御覧ください。

こちらは地方労働審議会令ですが、第6条第8項におきまして、「審議会はその定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とされ、最低工賃専門部会につきましても、第7条の第4項により、第6条第8項を準用する形で、同様に規定されております。

次に10ページを再び御覧ください。

山梨地方審議会運営規定の第10条第1項におきまして、「部会の議決をもって本審の議決とする。」とされております。

さらに、戻っていただきまして、資料の5ページを御覧ください。

項目の4になりますが、本年11月7日に開催されました地方労働審議会の本審におきましても、「部会決議をもって審議会の議決とみなす」ことを確認的に、改めて決議いただいているところでございます。

以上によりまして、本部会における決議が本審の決議とみなされることとなります。

説明は以上でございます。

(八巻部会長)

ただいまの事務局からの説明について、何か御質問等はございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

## 【 議事(2) 家内労働の現状について 】

(八巻部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、次に議題の(2)「家内労働の現状について」ということで、引き続き事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

お手元に配付しております資料のうち、山梨地方労働審議会審議資料を使用して説明させていただきます。

資料の1ページ目を御覧ください。

こちらは、昨年度に厚生労働省が実施しました家内労働概況調査の結果を取りまとめた資料になります。

1ページと2ページに、全国の調査結果の概要が記載されております。

その一部を申し上げますと、まず、2の(1)の家内労働者数の推移ですが、昭和48年度の約184万人がピークで、令和3年度は97,122人と、20分の1近くまで減少しております。

(2)の男女別では、家内労働者の88.5%を女性が占めております。

(3)の類型別では、世帯主が本業として行う専業ではない、主婦等が従事する内職的家内労働者の割合が94.2%と大部分を占めています。

(4)の業種別で見ますと、山梨県でも最低工賃を設定しております婦人服製造を含む繊維工業の家内労働者数が最も多く、22,895人、次いで、電気機械器具製造業が12,024人となっています。

続いて、次のページになりますが、3の(1)の委託者数につきましては、全体で7,139、(2)の業種別では、繊維工業が最も多く、次いで、電気機械器具製造業となっています。

次に9ページを御覧ください。

山梨県と全国の委託者数及び家内労働従事者数の推移を表したグラフとなります。

山梨県のデータにつきましては、本年度の最新のデータも反映しております。

なお、家内労働従事者とは、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者を手

伝う補助者と家内労働者を合わせたものになります。

次に10ページを御覧ください。

県内の、電気機械器具製造業における委託者数及び家内労働従事者数の推移を表したグラフとなります。

令和3年度に委託者、家内労働者ともに減少していますが、令和4年度には委託者、家内労働者とも前年度から増加している状況となっています。

説明は以上です。

(八巻部会長)

ただいまの事務局からの説明について、何か御質問等はございますか。

(三輪委員)

10ページの、今説明あった委託者、家内労働従事者の推移というところで、令和3年度は急激に落ちてるじゃないですか。

ここはやっぱりコロナの影響とか、なんかそういう理由がありますか。

(賃金室長)

これが理由です、というように確たる理由をもって説明できるデータ等は持っていないのですが、下がって、上がるという理由には、可能性としては二つありまして、一点目は、今お話しがありましたコロナの関係、こちらのグラフですと、リーマンショック後の状況はグラフとしては出てきていないのですが、リーマンショック後もですね、2年間ほど委託者と家内労働者が減少して、その後また戻したという経緯がありまして、コロナとリーマンショックを同様に見るのはどうかということもあるかもしれないのですが、同じような傾向が、もしかすると出たのかもしれないということがまず一点です。

もう一点としましては、こちらの調査のもととなる数字がどこからとられているかと申しますと、毎年、年度当初に委託状況届という届出を各委託者さんから労働局にいただきまして、その結果を集計した数字がこちらの数字のベースになりますが、それと合わせまして、今年が電気機械器具製造業の最低工賃を改正審議することになっていきますので、電気機械器具製造業の業者さんを実態調査の対象としています。

委託状況届をお届けいただけていないのだけれども、実態調査で把握できた委託者、家内労働者については、それに上乘せして、把握できたものとして集計しておりますので、委託状況届以上に把握できた委託者さん等が増えたということがあるかもしれないということがございます。



(三輪委員)

はい、わかりました。

ありがとうございました。

(八巻部会長)

ほかに御質問ございますでしょうか。

**【 議事(3)第14次最低工賃改正計画等について 】**

(八巻部会長)

よろしいでしょうか。

そうしましたら、次に議題の(3)の「第14次最低工賃改正計画等について」ということで、引き続き事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは、最低工賃の改正計画等について説明いたします。

まず、同じ資料の11ページを御覧ください。

こちらは、本年度が初年度となります、「第14次最低工賃新設・改正計画」です。山梨県では、最低工賃につきましては、電気機械器具製造業、婦人服製造業及び貴金属製品製造業の3種類が定められておりまして、毎年1種類ずつ、3年サイクルの計画で改正について、審議いただいております。

次の12ページは、第14次計画中の改正等に係る方針を示したものとなります。

次に13ページを御覧ください。

こちらは電気機械器具製造業最低工賃の現在の金額を記載した一覧表になります。現在、ビニル線、コイル、コネクタの3種類の品目の作業工程について、最低工賃が定められております。

資料の14ページからが、3つの工程についての説明資料となります。

次に審議資料の19ページを御覧ください。

電気機械器具製造業最低工賃の改正の推移を表した一覧表になります。

グレーに色付けされた部分の品目や工程は、既に廃止されたものになります。

この一覧表の下の方を御覧いただきますと、平成19年度、22年度、25年度の3回は、最低工賃の改正が見送られましたが、平成28年度、令和2年度は、工賃額の改正がなされたという経過となっています。

次に資料の21ページを御覧ください。

審議の御参考としていただくために、他県において定められている、似たような最低工賃の金額と改定状況を取りまとめた資料となります。

令和2年以降に改正された工賃につきましては、発効日を朱書きとしまして、さらにカッコ内には前回の発効日を記載して、何年ぶりに改正が行われたかがわかるようにしてあります。

また、金額欄には、引上げ額を朱書きで記載しております。

山梨県で設定している最低工賃のうち、ビニル線につきましては、近似のものとして、リード線とシールド線があげられますが、このうち、シールド線は複雑な線となるため工賃が高くなりますので、比較できるのはリード線となります。

リード線の欄のうち、埼玉県は端末加工ではなく、はんだ付けとなりますので、神奈川県のみとなりますが、1か所50銭となり、山梨県より4銭低い金額となっています。

次にコイルのからげにつきましては、岩手、秋田、長野の3県で定められておりますが、岩手が1個あたり1円84銭、秋田は100個単位ですが1個あたりにすると約1円50銭、長野が1個あたり1円61銭となっております。

山梨県では、「1か所あたり83銭」となっておりますが、「からげ」の作業は、コイルに巻いた銅線の両端について行うため、コイル1個について2か所となり、コイル1個当たりの金額にしますと、山梨の場合だと2倍の1円66銭となります。

次にコネクターへのリード線の差しの作業につきましては、資料の22ページからとなります。

同種の工程のうち、山梨県と比較対象としやすいリード線について行う規格としているものとしては、宮城、栃木、神奈川の3県があり、金額は、宮城が41銭、栃木が46銭、神奈川が58銭となっています。

山梨県は、51銭ですので、3つの県の間くらいに位置していることとなります。

最後になりますが、一覧表などに記載しております用語の説明としまして、資料の17ページから用語解説の資料を用意しておりますので、御参考としていただければと思います。

説明は以上でございます。

(八巻部会長)

ただいまの事務局からの説明について、何か御質問等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

#### 【 議事(4)電気機械器具製造業家内労働実態調査の結果について】

(八巻部会長)

よろしいでしょうか。

それでは次に、議題の(4)の「電気機械器具製造業家内労働実態調査の結果について」ということで、引き続き事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは、資料の25ページを御覧ください。

こちらは、本年度、山梨労働局で実施しました家内労働実態調査結果の概要を取りまとめた資料になります。

調査の対象としましたのは、1の(4)にあります408社で、回答があったのは(5)の294社となり、回収率は72.1%となりました。

あわせて対象の選定について説明いたします。

家内労働の委託を行っている委託者は、家内労働法によりまして、「委託状況届」という書類を毎年、労働基準監督署を経由して労働局長あてに提出することとされております。

この届出により、家内労働の委託者を把握することができるのですが、これにより把握した電気機械器具製造業の委託者に対してだけではなく、電気関係の業種に該当する事業者を幅広くとらえまして、家内労働を委託されているかどうかの把握の有無にかかわらず、今回、委託者向けの調査票を送付し、また、回答期限までに回答が無かった事業場に対しましては、督促状も改めて送付し、調査を実施いたしました。

また、委託者向けの調査では、実際に仕事を出している家内労働者の名簿の提出もお願いしまして、これにより御提出いただきました家内労働者の名簿を基に、家内労働者向けの調査も併せて実施いたしました。

家内労働者向けの調査の結果は資料の35ページからになりますが、家内労働者166人に対して調査票を送付し、回答期限までに回答をいただけなかった家内労働者の方には督促状も送付し、調査を実施いたしました。

その結果、95人の方から回答をいただくことができ、回収率は57.2%となりました。

資料の25ページにお戻りください。

この調査の結果での委託者の数ですが、25ページの中ほどの「回答の概要」の表にあります。家内労働の委託を行っている事業者は43社で、その内、電気関係の委託者は35社となりました。

委託者数及び家内労働従事者数の推移につきましては、25ページの2の(2)の2つの表となります。

次に26ページを御覧ください。

3の(1)の表が、最低工賃が設定されている業務に係る委託状況になります。表の一番左の列が令和4年度調査のデータになりますが、ビニル線につきましては3社、コイルにつきましては2社、コネクターにつきましては11社の、合計延べ16社が、最低工賃が設定されている業務を家内労働者に委託していました。

次の(2)には工賃の設定状況及び改定状況を記載しております。

工賃単価については本年7月の状況、改定状況につきましては、前回の調査時点である平成31年4月から本年7月までの間における改定について、状況を尋ねております。

最低工賃が設定されている業務に係る工賃の改定状況につきましては、ビニル線で1社、コイルで1社、コネクターで2社が上げを行っていました。

資料の27ページからは、実態調査の結果の詳細をまとめた資料になります。

27ページの項目2に家内労働従事者数のデータを記載しておりますが、専門的・内職的・副業的・家内労働者の3類型の中では、内職的・家内労働者が最も多く、全体の8割を超えています。

また、家内労働従事者の男女比につきましては、女性が全体の81.6%を占めております。

次に28ページを御覧ください。

項目4に委託量の変化のデータがありますが、3年前と比較して、変化なしとした事業者がほぼ半数となっていました。

次に29ページを御覧ください。

5の、委託量の今後の見込みにつきましては、約3分の2の事業者が変わらないとの回答となりました。

次の項目6の、工賃を決定する際に参考とする事項については、左から4列目の「納入価格や利益」が48.5%、続いて一番左の「パート労働者の賃金」が33.3%、以降は、「自社で試作した結果」が27.3%、「最低工賃」が24.2%と続いています。

続いて項目7ですが、令和4年7月分として支払った月間工賃額につきましては、2万円未満が39.2%と最多となり、次に多いのは2万円以上3万円未満の12.9%で、3万円未満の工賃支払額で、全体の52.1%を占めています。

続いて、30ページを御覧ください。

項目8の最低工賃の必要性についてですが、「必要」が51.7%、「不要」が37.9%、「ないよりはあったほうが良い」が17.2%となり、「必要」と「ないよりはあったほうが良い」を合わせますと肯定的な回答が68.9%となっています。

次に項目9の最低工賃改正の必要性についてですが、改正必要が30.8%、改正不要が69.2%となっています。

次に資料の31ページを御覧ください。

最低工賃が設定されている業務に係る工賃の単価や令和4年7月に実際に委託し

た委託量等を一覧表に記載してあります。

一覧表の中で、横棒が入っている部分は、一部御回答がいただけなかった部分となります。

次に資料の32ページを御覧ください。

工賃が設定されている業務の近似作業として、作業工程、委託する際の工賃額、実際の委託量などを、取りまとめたものになります。

33ページには、調査票に記載いただいた意見・要望等を記載しております。

次に35ページを御覧ください。

家内労働者個人に対して実施した調査結果をまとめた資料となります。

項目3の家内労働の態様の表を御覧いただきますと、内職的家内労働者が約77%と最も多く、男女別では女性が83.2%となっています。

続いて36ページを御覧ください。

項目7の3年前と比較した場合の仕事量の変化ですが、変化なしが約半数、増加、減少は同程度となっています。

次に項目8の工賃単価の変動についてですが、「変わらない」が75.3%となっています。

次に項目9-1の本年7月の家内労働日数につきましては、16日から20日の区分が最も多く、次いで11日から15日の区分が続いている結果となっています。

次のページの項目9-2は1日平均の家内労働時間数ですが、2時間以上5時間未満の区分が53.9%と半数以上を占め、続いて、5時間以上7時間未満の区分が続く結果となっています。

項目11の内職をはじめた動機については、こちらは複数回答ですが、「家計補助のため」が最も多く、回答者95人のうち48人と全体の半数、次いで、余暇時間を活用するためが3分の1の回答となりました。

項目12の内職を選んだ理由については、「都合の良い時間に働けるため」が半数以上となっています。

次に38ページを御覧ください。

項目13が、家内労働に関しまして、記入していただいた御意見を取りまとめた資料となります。

次に39ページを御覧ください。

項目14の最低工賃の必要性につきましては、回答があった方のうち「必要」と「ないよりあった方がよい」の肯定的な回答が多くを占めました。

また、項目15の最低工賃改正の必要性につきましては、回答数が少し減りますが、回答いただいた方の中ではほとんどの方が必要と回答しています。

次に41ページを御覧ください。

家内労働者から回答のあった各作業工程別の時間当たりの加工数と、委託者から

回答のあった各作業工程の設定工賃を基に、各家内労働者の工賃について、「時間換算額」を試算した資料となります。

この資料を御覧いただく際に御留意をお願いしたい事項を説明いたします。

「設定工賃」、「時間当たり加工数」などの数値が記載されている行は、1行ずつが家内労働者お一人ずつからの回答となります。

時間当たり加工数は、それぞれの方によって大きく異なっております。

この差には、作業の習熟の度合いや各家内労働者の作業ペースなども影響していると思われませんが、発注されている仕事の内容にも大きく影響を受けている部分があります。

例えば、コネクターへのリード線の差しの場合、単純にリード線を差し込む作業のみの場合であれば、単位時間当たりの加工数は大きくなると思いますが、コネクターには複数のリード線を差しますので、複数のリード線をまとめ、保護するため、ホースのような形状の熱で収縮するチューブの中に複数のリード線を通す場合もあり、そうした場合、チューブを一定の長さで切断し、リード線をチューブに通す作業までが一連の仕事として発注されている場合もあります。

そうした場合、リード線の差しの前後にある作業を含めずに、仮にリード線の差しの作業だけをやった場合に1時間当たりどれだけの加工数となるかを回答することは困難となるため、前後の工程を含めた加工数を回答いただくこととなり、差しだけを行っている場合に比べると加工数が少なくなるということになります。

また、チューブを通すなどの工程がない場合でも、図面を読みながら色分けされたリード線をコネクターの指定の場所に差ししていく必要などがある場合にも、加工数は少なくなってしまうこととなります。

こちらの資料では時間換算額の平均値も算出しておりますが、そのような背景があるということに御留意をいただき、御覧いただければと存じます。

実態調査の結果の説明は以上です。

(八巻部会長)

はい、ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、何か御質問等はございますでしょうか。

(佐藤委員)

最低工賃というのがあって、一方で、数が少ないので、もしかするとないかもしれないけれども、実績ってあるんですか。

最低工賃を使っている委託者だけでなく、実際に家内労働者がもらっている賃金の実績というのはあるんですか。

それぞれの80何銭とかに対して、実績の山梨の平均は100円ですよとか、150円で

すよとか、実績はないんですか。

(賃金室長)

そういったデータはないですね。

(佐藤委員)

ないんですね。41ページの時間換算額平均値、ここをもう一回教えてほしいんですけれども、これがある意味時給ってことですか。

例えば、山梨県の最低賃金898円とかあるけれども、これに対して家内労働者は416円とか500円とか391円しかもらっていないということを指しているんですか。

(賃金室長)

そうですね。

設定工賃は委託者の方から、この作業にはこの設定工賃だと御回答いただきたいものを利用して、時間当たりの加工数は、それぞれの家内労働者の方から御回答いただいた数字を使い、これらを突き合わせてこの表を作成しているのですけれども、そこから算出される金額はこのようになりますということになります。

(佐藤委員)

それは、898円を下回っても問題はないんですか。

(賃金室長)

家内労働については、労働基準法等とは別の法律上の定義になりますので。

(佐藤委員)

最後なんですけど、この2百数人しかいない家内労働者から、最低賃金とか、最低工賃を上げてほしいとかいう要望ってあるんですか。

(賃金室長)

家内労働者の方から、最低工賃を上げてほしいことについては、32ページの最低工賃の改正について「改正が必要」に、ある程度の割合の方から御回答をいただいておりますので、改正イコール引き上げになりますので、そういう意味では引き上げが必要ではないかという御意見はあります。

ただ、それぞれの回答いただいた方御自身が、会社との契約上の工賃が最低工賃ギリギリとは限らないので、そのところはまた別の話として扱う必要があるかなと思います。

(佐藤委員)

初めてだったのですが、理解含めて。  
ありがとうございました。

(八巻部会長)

ほかに何か御質問等ございますでしょうか。

(三輪委員)

41ページの表の見方なんですけど、ビニル線の時間当たりの加工数、これ40ってあるじゃないですか。これって、40か所っていうことですよ。40か所を加工することで工賃は6円ですよっていう、箇所を示している、で認識は合うんですよ。

(賃金室長)

そうです。

(小林委員)

工賃の決め方は、何個ではなくて1か所当たり何銭という考え方ですね。今後、いろいろ出てきて、ものによって、例えば配線のはんだ付けという話になってくれば、一か所をはんだ付けすることに何銭みたいな。

(賃金室長)

そうです。

そのところを書いてあるのが資料の13ページです。

(小林委員)

その、この表に出ている、今言った設定工賃が6円で加工数40というのは、聞き取りの調査をしたなかで1時間あたりに、だいたいこのくらいの、この回答された方は1時間でできる数が40か所なので、それを計算するとこの金額になるということですね。

(賃金室長)

はい、そうです。

(三輪委員)

すごい数字だなんて思いながらみていたんですけども。コネクターでいけば、



700か所で0.66円ということですかね。加工数で工賃をどういう決め方をしたのかなという。かなり、作業って結構大変だと思うので。それが、この、家内労働の、内職の今の決まりだと思うんですけども。実際の作業を見ていないから、想像でしか言えませんが。わかりました、ありがとうございます。

(八巻部会長)

ほかに何かございますでしょうか

私から1点よろしいですか。25ページの下のほうに委託者数の推移と家内労働従事者数の推移ということで数字があるんですけども、その数字と、10ページの表の数字が異なっているのはどうしてなんですか。

(賃金室長)

10ページのほうは、委託状況届と家内労働実態調査とで把握した委託者数で提示したものなんですけれども、25ページの方は、家内労働実態調査を送付させていただいて回答いただいたところだけの数字になります。委託状況届は出したけれども、家内労働実態調査には協力しないというような委託者は、こちらのほうでは落ちているという状態です。

(八巻部会長)

例えば25年のところの委託者の数字は54となっていて、25年の10ページの方が53なんです。10ページの方が下回るというのは通常ないような気がしたんですけども。

(賃金室長)

10ページのほうは、家内労働概況調査という全国的に基本的には同じやり方でやっている集計の仕方になるんですが、この当時どういうやり方でこの数字を出したのかはわかりませんので、この差がどこからきているのかは、申し訳ありませんが、わかりません。

(八巻部会長)

はい、わかりました。

ほかに何かございますでしょうか。

#### 【 議事(5) 山梨県電気機械器具製造業最低工賃の改正等について 】

(八巻部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、議題の(5)の「山梨県電気機械器具製造業最低工賃の改正等について」に入りますが、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

資料の43ページを御覧ください。

これは山梨県の地域別最低賃金額及び特定最低賃金額の推移と引上げ額、引上げ率を示した一覧表になります。

最低賃金につきましては、原則として、産業や職業の種類を問わず、県内の事業場で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している全ての使用者に適用される地域別最低賃金と、特定の産業に属する事業場の労働者とその使用者に限定される特定最低賃金がございます。

山梨県の特定最低賃金としましては、電気関係と自動車関係の2種類がございますので、これらの特定最低賃金の推移も併せて記載しております。

表の一番右側の列には、令和元年度の最低賃金と比較した、現在の最低賃金の上昇率を参考として記載しております。

電気機械器具製造業最低工賃につきましては、前回、令和2年度に改正されておりますが、令和元年度との比較としている理由を説明いたしますと、令和2年度に最低工賃改正審議をさせていただいた時期は、特定最低賃金の審議がまだ終わっておらず、令和2年の改正最低賃金額が決まっていない時期であったため、最低工賃改正の御審議の中では令和元年の最低賃金額を参考としていただいておりますことから、この資料では令和元年との比較としております。

次に45ページを御覧ください。

こちらから47ページまでが、県内の賃金関係のデータの資料となります。

説明は省略いたしますが、県内の給与等の経年的な推移を示した資料などになります。

次に49ページを御覧ください。

山梨県で発表しております「山梨県の賃金・労働時間及び雇用の動き」の令和4年10月分の速報になります。

こちらは、先ほどの賃金関係の資料とあわせて御覧いただければと思います。

次に67ページを御覧ください。

12月27日に山梨県が発表しました、「山梨県鉱工業指数」の10月分の資料になります。

69ページを御覧いただきますと、10月の概況が記載されております。

山梨県の鉱工業指数のうち、「生産」、「出荷」、「在庫」の指数は、いずれも「前月」に対しては低下、「前年同月」に対しては上昇となっております。

次に72ページを御覧ください。

主要産業の生産動向のグラフが記載されております。鋳工業指数は、平成27年を基準の100として比較した数値で表されておりました、下のグラフが電気関係のグラフとなりますが、「電気機械」と「電子部品・デバイス」は、100の赤い線より上側で推移しておりますが、「情報通信機械」は、8月、9月に100を上回りましたが、10月に再び100以下の水準となっております。

次に75ページを御覧ください。業種別の対前月比の「出荷」の動向が一覧表になっております。

この表の中ほどに、「電子部品・デバイス」、「電気機械工業」、「情報通信機械工業」が並んでおりますが、一覧表の一番右側の青く色付けされた10月のところを見てみますと、いずれの業種につきましても前月よりも低下となっております。

次に93ページを御覧ください。12月12日に山梨県が発表しました甲府市消費者物価指数の令和4年10月分の資料となります。

97ページを御覧いただきますと、消費者物価指数の動向が記載されております。

指数は、2020年を基準の100としておりますが、1の(1)の総合指数を御覧いただきますと、本年10月は、前年同月よりも4.5%の上昇で、8か月連続プラスとなっております。

次に資料の107ページを御覧ください。

山梨中央銀行が発表しております「調査月報」の2022年12月分になります。

資料の111ページを御覧ください。

電気関係の業界の動向が記載されております。

電気関係につきましては、「リードフレームは受注・生産が好調に推移、コネクタは、受注・生産が堅調に推移、ICチップは、受注・生産が減少している」とされております。こちらに記載のある製品のうち、リードフレームは、ICチップなどの半導体の中に入る金属の薄い板となります。

説明は以上でございます。

(八巻部会長)

はい、ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、何か御質問等はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(八巻部会長)

現時点ではよろしいでしょうか。

それでは、これから最低工賃の審議に入ります。

本日の部会におきましては、「電気機械器具製造業最低工賃について、改正する必要があるか否か」という点について審議を行い、まずは、結論を出すこととなります。具体的な金額というのは、改正する必要があるという場合に、次に開催する部会で審議していただくということになりますので、その点について御留意いただきまして、議論を始めたいと思います。

資料の方で、急ぎで御説明いただきましたので、議論させていただく中で御質問等ありましたら、また、言っていただければというふうに思います。

では、議論の方に入らせていただきたいと思いますけれども、何か、議論の口火を切っていただけるとありがたいなと思いますが、御意見等ございますでしょうか。

(三輪委員)

労働側の三輪と申します。よろしく申し上げます。今の説明を受けて、率直な話をするとすれば、今の物価動向というのもあるんですけども、今の情勢、我々から見るとすると労働側の立場なので、働いている方の意見を聞く側として、率直に数値を見たところで、やっぱり、先ほどの36ページの工賃単価の3年前との比較で、75.3%の方が工賃は変わってないんだよということで非常に苦労しているのかなというところもありますし、実際、今の生活環境はだいぶ3年前とは変わっていると思いますので、必然的に上げなくてはいけない部分は出てくるのかなというのは、私自身率直に考えております。以上です。

(八巻部会長)

はいありがとうございます。

労働側から意見いただきましたけど、いかがでしょう。

(保坂委員)

先ほどの説明の中で、この審議会が3年越しであると。先ほどのページで、3年前と変わらないという数字が出ているということもありますし、また、ここへきての急激な物価高、それ以前はコロナ禍にはなかった、といった状況などを考えますと、今回の改正の必要性はありかなというふうには考えています。

(保坂委員)

この工賃のですね、実際のここに携わる委員の皆様、実態というのは、この数字でしかわからないですけども、先ほどの最低賃金と最低工賃の乖離が大きいじゃないですか。この辺が、本当にどの程度の数字なのかということが実感としてわからないですね。

(佐藤委員)

最低賃金の審議委員をしたこともあるんですけど、経済環境を加味していかないと、33ページにある経営者の方の話にもあるんですが、最低工賃が上がるたびに経営が苦しくなると、これが実感だと思うんです。なので、前にも議論したんですけど、最低賃金上げるのは簡単なんだけれども、上がることによって皆、職を失うよと、リストラされちゃうよと、ここの駆け引きなので、基本的には上げればいいという話ではないと思うんですよ。ただ、3年に一遍なんだから議論はしましよと、物価も上がってますので、相応の上げ幅は当然必要だと思うんですけども、あまり上げすぎちゃうとこの方々の仕事なくなっちゃいますよと。その辺との兼ね合いを労働側と経営側と。確かに、僕は家内労働従事者を使ってないので、あまり関係ない話ではあるんですけども、実際にこうやって最低工賃上がるたびに経営苦しくなると、いうのはわかる気がするんですよ。その辺の兼ね合いはね、見といたほうがいいんだろと思うんです。

(小林委員)

今言われていたことは、労働者側の話と経営者側の話、それぞれもっともだなと思っていました。先ほどありましたように、写真付きで具体的にどのような作業みたいなこともあるんですけども、例えば、コイルの作業、はんだ付けの作業をとってみても、請けている方によって全然内容が違うと思うんですよね。だから、一概にこれって決めていいものかなっていうところがわからないなって感じていました。金額がどこが適正かっていったところ、非常に難しいなと思うんですけども、これについて、必要性なしっていうことは絶対ないだろうなって思っています。

例えばなんですけれども、私なんかでも、似たようなはんだ付けのような作業は20年、30年前にはやってましたけれども、最近はやっていませんけれど。昔は、御存じの方もあるかと思いますが、はんだ付けをとってみても鉛入りのはんだでやっていたものが、鉛フリーになったとたんにぜんぜん付きが悪くて苦労した覚えがあるんです。ものをダメにしちゃったことがあって。同じようなことがこの作業にもあるんだろと。でもそれがほぼ変わっていないといわれると、大変さだけは残ったけど工賃変わっていないと、これはいかがなものかって思いますし、例えば、この工賃の中に、はんだ付けだとすれば、はんだごてを使うわけですが、その電気代ってどこまで見てもらっているのかなとか、そんなことまでいろいろ考えたりとか。そういうことを含めても、正直、金額がどこがいいのかっていうのはわからないですけども、そういったところも含めて検討していかなくちゃいけないなって思います。

(佐藤委員)

冒頭に質問させていただいたように、最低工賃はあくまでも最低工賃なんでね、これでやっている方はたぶん少ないと思うんですよ。898円でね、やってる方は少ない、だいたい11,000円とか1,100円とかもらっているはずなのですよ。あくまで最低賃金ですね。これも、電気代上がりました、すごい上がってます、1.5倍でしょうけど。電気代上がってます。苦しくなります。そうすると、各家内労働者の方が委託者と交渉、たぶんしてるはずで、絶対上がっているはずなんです。だから、実績はいくらですかと、本当は知りたい、それがたぶん相場なんで。それが最低賃金と全然違うのであれば、最低工賃はいらないんですよ、みんな上がっているから。最低賃金をいろいろ議論させていただいて、何%、上げるということが決まっていると思うんですけれども、国の施策でもあったから。それでいいと思うんですけれども。あとは、経営者の立場なので、それをやり続けたことによって内製化しちゃいますと。その部分を、そんなに高くなっちゃうんなら出す必要ないという判断があるので、そこのバランスをとった方がいいと思うんですよ

(八巻部会長)

ありがとうございます。現状での実態を、というお話ありましたけれども、資料の31ページのところが今現状で最低工賃業務に係る委託単価の現状ということになりますので、13ページの最低工賃、今決められているものと見比べていただくと、実際にこの最低工賃で出しているところについては、おそらく、コイルからの委託者Bの方ですかね。83銭というのが最低工賃なので。

ほかは、内容がいろいろあるのかもしれないですけれども、直接的に引っかかってくることはないというのが現状かな、というふうなところで。時間単価出させていただいておりますけれども、こちらが委託者ではなくてあれですかね。

(佐藤委員)

今、最低が一か所83銭、コイル83銭で、実績もこのBという委託者は83銭しか払っていない。ということは最低工賃でやっているということですかね。

(八巻部会長)

そうですね。

(佐藤委員)

Bという会社は。

(八巻部会長)

そうですね。で、上げてくると、ここが影響を受けてくるのではないかと  
いうところでしょうかね。

工賃改定状況について、令和3年の4月と書いていただいておりますので、おそ  
らくこの前の改定を受けて、上げたのかなというところもありますので。

(佐藤委員)

たとえば、ビニル線だと54銭となっておりますけれど、委託者Aは80銭払っている  
ということですか、54銭のところを。

(八巻部会長)

そうですね。そういう趣旨ですよ。

(佐藤委員)

Bっていうのは6円払っているということなんですか。内容違うんでしょうけれ  
ど。

(八巻部会長)

恐らく付随する工程とかがあってということなのかなあとは思いますがけれど。

(佐藤委員)

最低工賃を意識している会社もあれば、関係なくて、交渉で6円でも80円でも、  
要は外出ししたいからということですね。

(八巻部会長)

そうですね。おそらく単品のこの、まさしく、バッチリあうところで作業頼んで  
いるところは実際は少ないというのが実態なのかなというところになりますけれど  
も。まあ、この最低工賃が上がることによって、それを含む作業の単価も上げてい  
く材料にはなるかというふうなところかなあと思いますね。

(八巻部会長)

議論としては、改正の必要性があるという方向性で、ということになってきて  
いるかと思いますが、何かほかに意見等ございますか。

(峯岸委員)

今、佐藤委員もおっしゃいましたが、あまり上げすぎると、これ、県外に逃げる  
んですね、海外にも行ってしまおうという、これが今の製造業の状況です。日本に今、

仕事が回帰してきているよと言われても、経営者の方は単価を意識してしまうんです。そうすると、いま中国、封鎖、いろいろされてますけれども、やはり、東南アジアとかそういったところにそういう仕事が行ってしまったりとか。様々、厄介な、手がかかるといところが、そういったところに行ってしまうのが現状なんです。

でも、やはり、三輪委員がおっしゃったように、今の現状、この物価高、電気代、御家庭で内職をされている、そういったことを考えると、まあ、電気が一番ですよ。あとは、この時期になると灯油とか、さまざまそういう電化製品、暖房器具とかそんなところも。これ見ると、夜やってるとかですね、そういうふうに書かれている方もおられるんですね。女性だとおもうんですけど。昼はなんか別のことをやって、夜ちょっとやってるとか、ちょうどいい時間帯にやっている、そういうことを考えると、夜、夜はやっぱり寒くなる、そうやると、やっぱり費用がかかってくる。で、それに見合った単価がどうなのかなという、状況を考えると、やっぱり上げないとなかなか生活的に厳しいんじゃないかと。経営者側もなかなか厳しい部分ももちろんあるんですけれども、この状況下を考えて、上げるべきではないかなと私は考えます。

(三輪委員)

前向きなお言葉をいただいて審議もしやすいのかなという部分もあるんですけれども。やっぱり、賃金を上げるというのは、経営者側も非常に苦しい、そこはすごく理解はできるんですけれども、やっぱり明日つぶれる会社がすべてではないっていう部分もあるし、それは経営者の努力というのにも含まれると思いますので、その点もいろいろ考えながらこれからの審議に向けて話し合っていきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

(八巻部会長)

そのほかに御意見等ございますか

(白倉委員)

今、皆さんの方向的には、同じ方向に向いていると思っています。13ページの単価の話と31ページの実際の話を見ていると、やはり、私たちが決めている最低ラインよりは上回っている企業がほとんどだと思っています。一つは、賃金を上げて労働者の生活を助けるということもあるんですが、セーフティ、要はそれを下回らない、今後も下がっていかないというところをやはり考えていくとですね、少しは上げておく、経営者さん側の状況も私たち無視をしているわけではございませんので、底上げをしておいて次の時代にもつなげていくような形をとっておかないと、この業界の賃金がずっと上がらないということは、この業界の衰退も考えられていくの



で、言い方があってはいるかわかりませんが、バランスのいいところを少し考えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(八巻部会長)

はい、ありがとうございます。

ほかに御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしければ、おおむね議論はまとまったかと思しますので、電気機械器具製造業最低工賃につきましては、改正決定するという必要があるということでご意見を取りまとめさせていただいてよろしいでしょうかね。

(委員一同)

(異議なし。)

(八巻部会長)

全会一致ということで取りまとめさせていただきます。

それでは、全会一致によりまして、改正決定する必要があると認める旨を部会報告させていただくということで次の手続きに移るということでよろしいでしょうか。

事務局から説明がありましたとおり、本審議会へ審議経過等を報告することになりますので、その部会報告案を事務局において作成していただいているということで、報告案の配付と朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは、朗読させていただきます。

案。

令和5年1月13日。

山梨地方労働審議会会長、小澤義彦殿。

山梨地方労働審議会、家内労働部会部会長、八巻佐知子。

山梨県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無について、報告。

当部会は、標記について慎重に審議した結果、山梨県電気機械器具製造業最低工賃について、全会一致により改正決定することが必要であるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった委員は下記のとおりである。

以下、委員の皆様の氏名が記載されておりますが、朗読は省略させていただきます。

1枚めくっていただきまして、山梨県電気機械器具製造業最低工賃改正に係る審議経過の概要を記載してございます。

上の欄が、本日の家内労働部会におきまして、審議事項につきまして御審議いただいたことを記載してございます。

下の欄は、令和4年11月7日に地方労働審議会本審が開催されまして、部会の設置等につきまして御審議いただいたことを記載してございます。

以上でございます。

(八巻部会長)

ただいま、事務局が朗読した報告案につきまして何かございますか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

(異議なし。)

(八巻部会長)

では、この報告の案については御承認いただいたということで、次回の本審に報告させていただきます。

それでは、事務局から今後の予定について、説明いただけますでしょうか。

(賃金室長)

お手元に配付しております「関係規定等資料」の3ページを御覧ください。

最低工賃決定の流れの図となりますが、本日の部会におきまして、山梨県電気機械器具製造業最低工賃につきまして、「改正の必要あり」との結論をいただきましたので、この図の流れのとおり、今後、速やかに地方労働審議会会長へ、直接、最低工賃の改正諮問を行わせていただきます。その後、既に日程調整をさせていただいております、令和5年2月9日の午後1時30分から、本日と同じこの会議室におきまして、最低工賃専門部会を開催させていただきます。なお、開催の通知につきましては、別途送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、改正諮問を行いましたら、労働局の掲示板等に、関係家内労働者及び関係委託者からの意見を求める、「意見聴取に関する公示」を速やかに行います。この公示期間につきましては2週間を予定しております。意見聴取に係る公示のほか、最低工賃専門部会における参考資料とするため、前回の改正時と同様に、最低工賃設定業務を委託している委託者と実際に業務を行っている家内労働者に対しまして、事務局で改めて意見等を聴取することを予定しております。この結果につきまして、最低工賃専門部会に報告を行うことによりまして、関係者からの直接の意見聴取に代えさせていただきたいと考えております。

前回の電気機械器具製造業最低工賃の改正の際に実施しました意見聴取項目を参

考にしまして、意見聴取項目案を作成し、本日の次第等と併せて、一枚のペーパーをお手元にお配りしております。内容を御確認いただきまして、何か追加で聴取した方が良い項目等がございましたら、御指示等をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(八巻部会長)

今後の予定等について説明がありました。まず、最低工賃専門部会開催にあたりまして意見聴取を行っていただくということですが、事務局で意見聴取を行い、その結果について部会に報告することにより代替する、ということで御提案がありました。そのようにさせていただくということによろしいでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(八巻部会長)

また、意見聴取する項目の案につきましては、次第の次のところに入っております。上が委託者用、下が家内労働者用ということで記載されておりますが、何か追加で、この点はどうかというものがございましたら御指摘いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(八巻部会長)

先ほど議論の中であったんですが、材料というか物が変わったことによって作業の大変さということに変化が近年あったのか、というところが1点目。2点目が、電気代の高騰の話がありましたけれども、家の中で働くことによって必要な経費の部分の上昇がどれくらいあったのだろうかというところについて、その影響をどう感じていらっしゃるのか、どのように聞くのかちょっとあれですけれども。ということが今までの議論の中であったかなと思いましたが、いかがでしょうか。

(小林委員)

そうですね。家内労働者側にこの聞き方をしたときに、1か月あたりの経費と聞いたときに、その概念があるかどうかというところが難しいかなってところですね。

(三輪委員)

去年との比較みたいになってしまうような感じですね。普段の生活の中でやっ

ているもんですから。そういうことがわかる人がいたらそういう声も聞きたい。

(小林委員)

その作業をするために、ですよ。普段の生活でかかっているものに乗っけられたらおかしくなるんですけれども。やっぱり作業するために、例えば、はんだ付けすれば煙が出るから、食事する部屋じゃなくて別の部屋に行って、わざわざそこで暖房付けてやるってことになれば、それが経費になるでしょうし、そのあたりの、回答者がどこまでを含むのかがちょっと。

(八巻部会長)

どういうふうに聞くかはちょっと難しいですけど。

(佐藤委員)

委託者に聞くとしたら、最低工賃が。それを内製化するかしらないか、県外に出すか出さないか、要は、山梨県は相対的に高いので、ほかの県に比べてね。それがさらに上がってしまうと、例えば、委託者としては自由なので、長野県に出しますとか、あとは、発展途上国に出しますとか、いうこともあり得ると思うんですよ。それは別に委託者を守るためではなくて、その結果、労働者がかわいそうなので、山梨の内職やっている方が仕事を失ってしまう、そこら辺を加味して、聞けるのであれば委託者の本音を聞きたいですね。

(三輪委員)

家内労働者の方が、物が完成した時に会社に納品するときにガソリン代がかかるじゃないですか。どこかで見たような気がするんですが、交通費が支給されていないという意見がありましたね。

(委員)

38ページですかね。

(三輪委員)

そういったものも見たので、どのくらいの割合の方がそのような環境にあるのか知りたいなと。ガソリン代も上がってるっていうところもありますので。隣の家だったら問題はないんですが、ある程度の距離の方もいるとは思いますので。そういった実態が、もしわかれば教えていただきたいなと。

(小林委員)

要は、自分が取りに行つて、また納品もしているのか、委託者側がそういったところをやってきているのかということですね。あくまでこの作業だけに従事しているのか、こういう作業まで含めてやっているのか。そういうところは聞いていただいてもいいのかもしれない。

( 峯岸委員 )

もし聞けるのであれば、先ほど三輪委員が質問された、令和4年はなぜ増になったのか。委託者数が極端に上がったじゃないですか。委託者がどこから仕事をというか、どういう風にとか。山梨に仕事が増えたわけじゃないですか。そこをちょっと分析して、山梨に仕事増えたというのであれば、明確に、少し答えが出てくるんじゃないかなと思いますけど。

( 賃金室長 )

今いただいた御指摘なんですけれども、今回の最低工賃専門部会の前にさせていただく調査としましては、設定工賃を設定している作業をしている委託者さんだけに調査対象を限らせていただきますので、先ほどの委託数が増加したというまでの全体的な調査はならないものですから、そういったところまでは今回は。

( 峯岸委員 )

はい、わかりました。もし、次回の調査で含まれるようであれば。

( 佐藤委員 )

令和3年と4年ですと、うちもそうなんですけれど半導体バブルですごい業績だったので、作り切れないんですよ。だから、基本的には、協力会社はやめて内製化方針に変えたんです。中小企業ですけどね、町工場ですけど。だけど、令和4年はたくさん受注ができたので協力会社をお願いしたんです。同じ発想でね、令和4年はすごい仕事量が増えたんで、内製化をやめて家内労働を出そうと。だから、それが続くのであれば、最低工賃を上げて、たぶん仕事はあるんですよ。だって作り切れないんだから、出さなきゃいけない。だけど、本当に気を付けなければいけないのは、令和2年のときもそうなんですけど、半導体がこうなった時には、出さないんですよ。内製化しちゃうんですよ。その時に上げちゃうと逆効果だなんていうふうに。だから1円しか上がらない時があったじゃないですか。その時はそうやって。前の年は27円上げたけど、その年は1円しか上げてないんですけど、トータル28円、翌年は28円上がったんですけど。そういう議論だったんです。だから、今回も気を付けないといけないのは、大手製造業の会社がおっしゃっているように、今年度は3割減、だから全部内製化しますと。来年も厳しい、再来年はま

た上がりますと。ここでポンと上げればいいと思うんですよね。ただ、3年に一遍しかないの、3年前との比較の中で少し上げたらいいんじゃないかなと思うんですけど。今年度はたぶん仕事がなくなるんだろうなと思うから、その辺は考えてあげないと。

(八巻部会長)

労働者とは違って、最初に止めやすいのが家内労働ということになりますので、やはり上げてしまって、そこがすぐに切られるというところにおいても、よろしくないかなというところかと思えますので。そのあたりは、現在の景況感というところで委託者のほうに行くと、割と出てくるところではあるんでしょうか。

そのほか、何かお気づきの点などございますでしょうか。次回、具体的な金額を検討するということになりますので、この意見聴取というのが分析する上で非常に重要かと思われまますので、何か、終わった後でも気が付けば、直近でお伝えいただければたぶん大丈夫だと思いますので、この場で言いもれたということがあれば、お気づきの点があれば言っていただければと思います。また、事務局が資料まとめる際にも参考になるかと思えます。

例えば、納品してるかどうかという話があったかと思うんですが。委託者の方がどの市町村にいらっしゃって、仕事されてる方がどの市町村にいるのかというのを聞けば距離感みたいなことがわかるんでしょうかね。どうなんだろう、あまり遠いところには出さないもんなんですかね。

(小林委員)

イメージ的にはそんなに遠くの人に出すってことは多分ないんだろうなということと、多分こういうのって、どうなんでしょう、私の一方的なイメージですけど、人づてっていうか、口コミの中で、知り合いのところでやってくれそうな人がいるよっていうようなところで、たぶん繋がっているのかなっていう気がしています。ハローワークに出してっていう類ではないんだろうなっていうのは思っているので。そんなに遠くの人ってことはないんだろうと思うんですけど。

(八巻部会長)

県外に逃げちゃうんじゃないかっていうのと、イメージとして、どのくらいの、場所的にも、例えば、北杜市にあれば、長野行っちゃうかなとか、なんかそういう、イメージがわきやすいかなと思ったんですけど。ちょっと御参考にとということで大丈夫です。

ほかに特になければ、今言っていた点で、何か事務局のほうでまとめるにあたって、大丈夫ですか、御質問とか。今お伝えした内容でできますか。

もし、もう一度確認等したほうが良ければ。

(賃金室長)

佐藤委員から、追加でこの点をというお話をいただいたところを再度確認させていただきたいのですが。

(八巻部会長)

最低工賃上げたときに、内製化してしまうのかとか、他県に出してしまうとか、海外に出すとか、そういうことを検討されるのかどうするのかみたいな。

(佐藤委員)

委託者に聞いてほしいのは、値段が上がっちゃったら、内製化するかもしれないと思うので、家内労働者に渡さないよという意向なのかどうかというのはね。それがもしそうだとしたら、家内労働者困っちゃうわけですから。だから、その辺はちゃんと聞いておいたほうがいいかなって思うんですよ、という話をしました。

(賃金室長)

ありがとうございました。

(八巻部会長)

ほかはよろしいですかね。

ありがとうございます。

それでは、関係者からの意見聴取については、提案どおり行うこととして、事務局で手続きを進めていただくということで、よろしくお願いします。

#### 【 議事 (6) その他 】

(八巻部会長)

それでは、最後に「その他」となりますが、各側で何かございますか。

(各側委員)

(特になし。)

(八巻部会長)

事務局から何かございますか。

(賃金室長)

最後に一点、連絡させていただきます。

令和5年2月9日に開催する最低工賃専門部会の審議の冒頭には、家内労働者側委員及び委託者側委員から、まず、審議に臨むに当たっての基本的見解を述べていただくことを予定しておりますので、御準備をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(保坂委員)

いつまでにお渡しをすればいいですか。

(賃金室長)

前日までにいただければ、私のほうで印刷してお配りできるようにいたします。

(八巻部会長)

よろしいでしょうか。

2月9日は、午後1時半からということでよろしかったでしょうかね。

それでは、次回の最低工賃専門部会は、令和5年2月9日の午後1時半からこの会場でということで、お集まりいただけるようお願いいたします。

以上をもちまして、本日の家内労働部会を終了させていただきます。

本日の議事録の確認は、本審の委員でもあります三輪委員、保坂委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

数々、充実した審議いただきましてありがとうございました。